

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録
目 次

第 1 号（2月1日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	11
議案第3号	14
閉会の宣告	21

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第339号

令和4年1月21日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 塚 本 竜 太 郎

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和4年2月1日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和4年1月21日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

令和4年2月1日(火)

午後3時開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	後	関	俊	一	議員	2番	広	沢	修	司	議員	
3番	村	越		誠	議員	4番	宗	川	洋	一	議員	
6番	円	谷	憲	人	議員	7番	小	易	和	彦	議員	
8番	植	村		博	議員	9番	日	下	み	や	子	議員
10番	土	屋	裕	彦	議員	11番	田	中	和	八	議員	
12番	塚	本	竜	太郎	議員							

欠席議員(1名)

5番 小田川 敦子 議員

説明のための出席者

管	理	者	芝	田	裕	美	君		
副	管	理	者	太	田	和	美	君	
副	管	理	者	笠	井	喜	久	雄	君
監	査	委	員	吉	川	正	昭	君	
事	務	局	長	若	泉	哲	也	君	

事務局次長	有泉	亨君
総務課長	今井修	一君
あじさい所長	有泉	亨君
周辺整備室長	小林一	秀君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原	晃一
白井市環境課長	鈴木	教之
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川	聡

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	栗原	稔
---------------	----	---

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

次に、令和3年11月21日より、太田和美副管理者が就任しておりますので、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副管理者（太田和美君） ただいまご紹介をいただきました柏市長の太田和美でございます。副管理者として、当組合の業務の適正な運営に尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

次に、本年1月11日から監査委員となりました吉川正昭監査委員に、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（吉川正昭君） ただいま議長からご紹介いただきました吉川と申します。一昨年度まで柏市の水道事業管理者を務めさせていただいておりました。今年から1月11日より当組合の監査委員として務めさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。今後は、当組合の財務の執行等、適正な執行が図れますよう監査に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚本竜太郎議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、1番、後関俊一議員、2番、広沢修司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚本竜太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

先ほどご紹介がありましたが、柏市長選におきまして太田和美市長が市民の熱い信託を受け当選され、柏市政を担われることになりました。心からお祝いを申し上げますとともに、当組合の発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、今議会からは吉川正昭氏を新たに監査委員としてお迎えすることになりました。吉川監査委員におかれましては、当組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理につきまして、適切な監査にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

次に、都市公園整備事業につきましては、第1期整備エリア第1工区の造成工事に向けて、現況測量等に着手しております。工事期間中、近隣住民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、施工に当たっては細心の注意を払い、地域の皆様喜んでいただけるよう、令和4年度の完成に向けて着実に

進めてまいります。

次に、さわやかプラザ軽井沢につきましては、浴室天井落下防止策としての浴室天井改修工事を令和3年11月30日に完了し、皆様には安全に、快適に浴室をご利用いただいております。また、1月21日からまん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことを受け、さわやかプラザ軽井沢におきましては、感染防止策についてさらなる強化をいたしました。引き続き、利用者の皆様が安心して利用できるよう努めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与水準の適正化を図るため、所要の特例を設けようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、時間外勤務手当等を算出する際の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ45億4,191万1,000円とするもので、前年度と比較し、率にして19.4%、額にして10億9,460万5,000円の減となっております。

減額の主な要因は、令和2年度から令和4年度の継続事業の3年目となるクリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に係る事業予算額の減額や都市公園整備事業に係る工事費の減額によるものとなっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

◎議案第1号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第1号を御覧ください。本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、令和3年鎌ヶ谷市議会12月会議におきまして、給料月額を2%削減する条例案

が提出され可決されましたことから、当組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は、職員の給料の特例を定めたもので、第1項は令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間及び令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額を、給料として支給することを定めたものでございます。

第2項は、休職者に対する特例を定めたもので、第1号は公務災害等による休職者については、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を、第2号は結核性疾患または心身の故障による休職者については、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号は刑事事件に関し起訴された場合は、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に給与条例に定める割合を乗じて得た額を、それぞれ減じて支給することを定めたものでございます。

第3項は、給与が減ぜられて支給される適用職員について、第4項は育児休業の部分休業について、第5項は介護休暇及び介護時間について承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めたものでございます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には、適用しないことを定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項は施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

附則第2項では、令和2年2月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については、廃止することと規定しております。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。

答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について、質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 柏市、日本共産党の日下みや子です。今日は3議案が提出されておりますけれども、私一人ということで、広くお尋ねいたします。

議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について質問します。当組合において、平成25年から始まった特例措置によって、今回も給与の減額の条例案が提出されました。令和5年までの措置ですので、10年間にわたる減額措置です。ごめんなさい、私11年間

って通告に書いたのですけれども、10年間です。国と地方公務員の給与水準について、総務省がラスパイレス指数を公表したのは平成24年4月1日でした。東日本大震災の復興財源の確保などのため、2年間に限って実施されている給与カットにより一時的に低下した国の給与水準を基礎としたため、ほとんどの地方自治体は国よりも高い数値となりました。その結果を基に、政府は地方公務員給与を7月から減額するよう求め、その額に相当する地方交付税の削減を決定したわけです。

ラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合の給与水準を示すもので、算出方法は一般行政職について国と地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出していることなど、様々な矛盾が指摘されており、極めて一面的な指数にすぎません。この一方的で一面的な国の措置に、地方自治体の首長や労働組合は反対をしたわけです。そこで、3点伺います。

1点目、特例措置の目的と内容を示してください。

2点目、令和5年度までの10年間、11年間で通告しておりますが10年間です。職員1人当たりの影響額は幾らになるのか。

3点目、この措置は今後も続くのか。

3点、お願いします。

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、特例措置の目的と内容についてお答えいたします。

給与の減額措置については、給与水準の適正化を図るために実施しております。適正化の基準は、千葉県の給与水準と考えておりますが、給与条例を準用する鎌ヶ谷市においては千葉県の給与水準よりも高くなっていることから、独自の給与減額措置がなされており、当組合も同様の措置を行おうとするものでございます。

また、特例措置の内容ですが、平成25年度から平成27年度までの3年間は特例期間を6月から翌年の3月までとし、6月分の給料月額を3%削減、7月以降の給料月額を1%減額しております。平成28年度は特例期間を6月から9月までとし、6月分の給料月額を6%削減、7月から9月までは給料月額を2%削減しております。平成29年度以降は特例期間を4月から9月までの半年間とし、毎月給料月額を2%削減しております。

次に、職員1人当たりの影響額でございますが、令和5年度の人件費については試算をしておりませんので、平成25年度から令和3年度までの実績と令和4年度当初予算案の人件費を基に試算した結果を含めた10年間でお答えいたしますと、職員1人当たりの影響額は約45万円となっております。

最後に、今後の対応でございますが、今回の削減措置は、鎌ヶ谷市の制度に合わせて令和4年度及び令和5年度の2年間実施しようとするものですが、鎌ヶ谷市におきましては経済情勢の著しい変動や近隣市の給与水準に大きな変動があった場合には、その時点で検討していくと伺っておりまして、当組合も同様の対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 答弁では、条例改正の理由は鎌ヶ谷市の給与水準が千葉県の給与水準より高く、給与を県の水準を基準にしているとのことでした。では、県の給与水準を基準にする根拠は何でしょうか。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 給与水準の適正化を千葉県の給与水準とする根拠についてお答えいたします。

当組合が準用する鎌ヶ谷市の給料表は、基本的に千葉県の給料表に準拠しておりますので、千葉県の給与水準を適正化の基準として考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、大丈夫ですか。

○9番（日下みや子議員） 討論をします。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、議案1号に反対の立場で討論を行います。

答弁では、鎌ヶ谷市の給与水準の適正化へ千葉県の給料表に準拠して給与の減額を行うとのことでしたが、結局給与の改定を行う法的根拠はないということだと思っております。根拠にしている令和3年4月1日現在のラスパイレス指数は、県内平均が100.5、県が99.8、鎌ヶ谷市は100.9、柏市が102.7、白井市101.3です。鎌ヶ谷市は、どこまで給与の削減を続けるのでしょうか。地方公務員の給与は、それぞれの自治体が財政力やその他の諸条件などを考慮して、自ら条例で定めるものでありまして、国による削減の強要と自治体が自由に使うこととなっている主要財源の地方交付税を一方的に削減することは地方自治体の本旨を揺るがすものです。

今回人事院勧告による期末手当の削減もありまして、鎌ヶ谷市がこれに準拠するとなれば、当組合職員の賃金に即影響するわけですからダブルパンチになるわけです。そもそも日本の公務員の賃金は高額と言えるでしょうか。予算書の43ページを開けていただきたいと思うのです。そこに給料表が書いてありますけれども、給料及び職員手当の状況、右側の欄の初任給を御覧いただきたいと思うのですけれども、高校卒の初任給は15万600円です。この給与額は千葉県の最低賃金以下です。現在の千葉県の最低賃金は時間額953円です。これに1日8時間と1か月の出勤数20日を掛けると、15万2,480円になります。高卒の公務員給与は最低賃金より低いということなのです。

また、日本の労働者の賃金は、1人当たりの実質賃金で、ピークだった1997年から2020年までの23年間で、年間64万円も減っています。この間30年間の日本の賃金の伸びは世界で最低なのです。人事院勧告による民間と公務員の賃金引下げの悪循環は、国内消費を冷え込ませて、日本を成長できない国にしてしまいました。この悪循環を断ち切るための自治体の努力は、国の言いなりになって公務員の賃金を引き下げることではありません。

以上の理由から議案1号には反対をいたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第2号を御覧ください。本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部の改正により、時間外勤務手当等を算出する際の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正したことから、関連する条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び第2条の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、引用する条項を改めようとするものでございます。準用する鎌ヶ谷市給与条例第17条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めておりますが、同条に第2項を追加したことから、第17条を第17条第1項に改めようとするものでございます。

第3条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当

の勤務1時間当たりの給与額については、一般職の職員と同様の算出方法とするため、第11条に第2項を追加するとともに、所要の改正を行おうとするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について、質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質問します。

本議案では、第1条で職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条で職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第3条で会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、この3つの内容の提案ということですが、鎌ヶ谷市の給与条例の改定に伴うものだそうですが、その改正の内容と今改正するに至った理由について説明していただきたいと思っております。

2点目、具体的に手当はどのように変わるのでしょうか。

以上2点です。

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、鎌ヶ谷市の給与条例改正の内容と今改正する理由についてお答えいたします。

主な改正内容といたしましては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給する際の勤務1時間当たりの給与額の算出方法がございまして、これに伴い給与条例の改正条項を引用している職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を併せて改正しております。このタイミングで改正した理由でございますが、鎌ヶ谷市によりますと、千葉県や近隣市の状況に鑑み判断したと伺っております。

次に、具体的な変更点でございますが、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を算出する際に用いられる職員の年間の勤務時間については、現在は年間の勤務時間に祝日等が含まれておりますので、年間の勤務時間から祝日等を差し引くこととなります。これによりまして、時間外勤務手当等の勤務1時間当たりの単価が上昇することとなります。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 私すごくこれ非常に分かりにくくて、鎌ヶ谷市の議員さんはよくお分かりだと思っておりますけれども、もう一回ちょっと説明していただきたいのですけれども、1点目、育児

休業の部分休業、介護休暇、介護時間の場合の給与の条例改正が行われる理由と給与への影響について説明してください。

2点目、フルタイム会計年度任用職員の給与はどうなるのか。

3点目、鎌ヶ谷市給与条例の今回の改正が千葉県や近隣市の状況に鑑みとのことでしたけれども、では他市はどうなっているのか。東葛6市や近隣自治体で改正した自治体と改正していない自治体を示してください。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（今井修一君） 議案第2号についての再質疑についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。1点目の育児休業、部分休業、介護休暇、介護時間の場合の給与の条例改正が行われる理由と給与への影響についてでございますが、今回の改正は当組合が準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が改正されたことにより、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、給与条例第17条に第2項を追加して規定されることとなりました。

一方、部分休業、介護休暇及び介護時間の勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、従前からある規定により算出することから、引用元を明らかにするため、第17条と規定されていたものを第17条第1項へと改正するものでございます。また、部分休業、介護休暇及び介護時間については、従前からある規定に基づき算出することから、影響はありません。

次の2点目のフルタイム会計年度任用職員の給与はどうなるのかということにつきましては、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、一般職員と同様とすることから、これらの時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額は上昇することとなります。

3点目の鎌ヶ谷市給与条例の今回の改正が、千葉県や近隣市の状況に鑑みということではありますが、東葛6市や近隣自治体で改正した自治体と改正していない自治体をお示しく下さいとのお尋ねにつきましては、東葛6市及び近隣市で改正している自治体としては、今回の鎌ヶ谷市のほか我孫子市、野田市、白井市となっております。なお、改正していない団体といたしましては、柏市、松戸市、流山市となっております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） 第3問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） すごくこの条例が分かりにくかったのは、2つの性格の違う条例が一緒に出ているから私はわけ分からなくなりましたのですけれども、要は時間外、休日、夜間の手当の単価について、今までは年間52週、2,015時間で割られていた1時間単価の手当額について、祝日、年末年始の休みを引いた時間で単価を決めることにしたと、それによって単価が引き上がるというこ

とですよ。したがって、フルタイム会計年度職員の給与額は上がる。一方、育児部分休業、介護休暇、介護時間の場合は、1時間当たりの給与額を減額して給与を算出することになっているために、給与額が引き下がらないように、現在の給与が維持できるように条例改正を行うというふうに私は理解したのですけれども、いいですか。

労働組合、かねてから実はこの実労働に基づいた単価のアップを求めています。今回の鎌ヶ谷市の改正は一步、そういう点では前進なのです。一方、柏市など、まだ祝日や休日を勤務時間に含めて算出している自治体があると、県内にたくさんあるわけですが、やはり国に準拠してやっているわけです。だから、特例措置もそうなのですが、国に準拠していれば問題ないからというふうに思っている自治体の考え方というのは、やはり私は脱却すべきだというふうに思うのです。

以上、意見です。賛成します。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁はよろしいですか。

以上で日下議員の質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（塚本竜太郎議員） 日程第5、議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により構成市の厳しい財政運営が見込まれる中、事業目標や方向性を明確にし、その達成に向けて解決すべき課題に的確に取り組むとともに、関係市や各課の連携を強化し、効率的で効果的な予算編成に努めるものとなりました。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。第1条は歳入歳出それぞれ予算総額を45億4,191万1,000円とし、第2条は地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は一

時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は同一款内における人件費の流用について定めるものでございます。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、最終年度となるクリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業の事業費年度割などの影響もあり、前年度比10億9,460万5,000円減となるそれぞれ45億4,191万1,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債につきましては、施設延命化対策事業に対し限度額を9億9,760万円、都市公園整備事業に対し限度額を3,680万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明いたします。歳入歳出とも前年度と比較して、主に増減額の多い項目についてご説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比9,025万1,000円増の27億8,554万3,000円を計上するものでございます。構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が9億5,197万5,000円で前年度比4,055万円の増、白井市が1億3,518万円で前年度比16万円の減、鎌ヶ谷市が16億9,838万8,000円で前年度比4,986万1,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、し尿及びごみともに搬入量実績で積算し、し尿手数料では浄化槽汚泥搬入量が減少している一方、ごみ手数料では不燃性粗大ごみが増加していることから、使用料及び手数料の合計で前年度比553万7,000円増の2億9,418万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3款国庫支出金でございます。1節ごみ処理費補助金につきましては、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で2億2,732万8,000円を計上いたしました。2節周辺整備費補助金につきましては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金で2,440万円を計上いたしました。

5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、当該年度の補正財源として前年度比1,892万8,000円減の3,337万5,000円を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を柏市分2,965万9,000円、白井市分759万8,000円、鎌ヶ谷市分5,689万6,000円とするもので、前年度比1,564万7,000円増の9,415万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。7款1項1目雑入につきましては、前年度比1,694万7,000円増の4,229万7,000円を計上するものでございます。

8款1項1目組合債につきましては、地方債の借入れを予定することから、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業の財源として9億9,760万円、都市公園整備事業の財源として3,680万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比10億9,460万5,000円減の45億4,191万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページから21ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比87万3,000円減の8,152万円を計上するものでございます。

続きまして、22ページから25ページを御覧ください。3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比7,679万7,000円減の3億5,659万4,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、設備更新事業において空気予熱器更新工事が完了することから、減額となったものでございます。

続きまして、24ページから29ページを御覧ください。2目ごみ処理費につきましては、前年度比8億6,838万8,000円減の25億442万7,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、令和2年度から令和4年度の継続事業である施設延命化対策事業が最終年度となりますが、その事業費年度割の影響によるものでございます。なお、事業費の財源内訳は予算書46ページに記載のとおりでございます。

続きまして、28ページから33ページ御覧ください。3目共同化処理費につきましては、前年度比39万6,000円減の10億6,500万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、32ページから37ページを御覧ください。4目周辺整備費につきましては、前年度比1億6,406万2,000円減の3億4,375万1,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費で、浴室天井改修工事が完了したことや都市公園整備事業で残る第2工区分の工事請負費などが第1工区分に比べ少額であることから、減額となったことによるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。4款公債費でございますが、前年度比1,461万8,000円増の1億5,698万1,000円を計上するものでございます。内容は、平成26年、27年度に実施したダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金のほか、アクアセンターあじさいにおける設備更新事業、クリーンセンターしらさぎにおける施設延命化対策事業及び都市公園整備事業に係る地方債償還金によるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。6款予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比10億9,460万5,000円減の45億4,191万1,000円を計上するものでございます。

以上で議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員について、質疑を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、議案3号について、令和4年度一般会計予算について質問します。少々細かいことをお聞きしますが、素朴にどうしたのかなと思ったことをお聞きしますので、お答えいただきたいと思います。

初めに、予算の概要のほうなのですが、6ページのごみ手数料に関して2点伺います。

1点目、来年度も今年度に続いてごみ搬入量について増量と推計し、手数料も増加をしております。前年度の実績から、柏市分を増、鎌ヶ谷市分を減と推計したのは、どのような事情によるものでしょうか。

2点目、粗大ごみも増加するとしておりますけれども、この点についてはどのように評価をしているのか伺います。

次に、予算書の15ページになりますが、共同化処理費分について伺います。共同化処理費は、前年度と比較して1,707万円増額しました。その理由を説明してください。そのうち、下のほうのペットボトル有償入札拠出金というのがあると思うのですが、これまで収入がここは見通せないということで1,000円、1,000円って前年度は計上していたので、今回250万円、600万円と計上しておられて、それはなぜでしょうか。

次に、予算書46ページになります。施設延命化対策事業に関する調書について確認しておきたいと思いますが、予定総額36億5,530万円に対して、実態の経費は幾らになるのでしょうか、確認したいと思います。

次に、予算書の23ページになります。アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費、委託料に焼却灰資源化処理業務委託として577万3,000円が計上されております。これまでの焼却灰処分の埋立て処理から、資源化処理に至る経過と経費の違いについて説明していただきたいと思います。

次に、予算書35ページ、さわやかプラザ軽井沢の経費についてです。委託料の中に指定管理料1億2,200万円が計上されております。指定管理者は、この指定管理料と利用料金収入を主な収入としてさわやかプラザの管理を行っています。令和3年度は、コロナ禍の下で運営も大変だったと思います。また、昨今利用者も減少傾向なのです。ずっと減っているわけですが、令和4年度の指定管理者の収支計画などについて、これまでの教訓、改善点などがあれば示してください。議場に、皆さんのお机のほうに収支計画書を資料としてお配りいただきましたので、それも御覧いただきまして説明をお願いしたいと思います。

○議長（塚本竜太郎議員） それでは、答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 最初に、ごみ搬入量の推計と背景についてお答えいたします。

一般廃棄物処理手数料の推計につきましてはごみ減量化の取組を行っている一方、経済活動に大きく影響されることから、直近の搬入実績を使用し、積算したところでございます。

次に、粗大ごみの増加に対する評価でございますが、粗大ごみ手数料につきましては、住民持込みの点数等で積算となるため、手数料では増加傾向になっておりますが、コロナ禍の影響もあり粗大ごみの総重量で申しますと、令和2年度は増加したものの、令和3年度では減少傾向になってございます。

次に、共同化処理の増額の理由とペットボトル有償入札拠出金の増額の理由についてお答えいたします。共同化処理費分の雑入の増額につきましては、主に資源物売払代で、金属類の単価の上昇が見込まれることによるものとなっております。また、ペットボトル有償入札拠出金につきましては、過去の実績で相応の収入があることから、令和4年度からこれに即し計上いたしました。

次に、施設延命化対策事業の予定総額に対する実態についてですが、施設延命化対策事業につきましては、令和2年度から令和4年度の3年間の総額で予算総額36億5,530万円に対し、契約額は35億4,805万円となっており、現時点での執行予定額となっております。

次に、し尿処理についてのご質問にお答えします。最初に、焼却灰処分を埋立て処理から資源化処理とするに至った経過と経費についてお答えいたします。アクアセンターあじさいでは、沈砂汚泥等につきまして環境問題に配慮し、埋立て処分から材料リサイクルによる資源化の方針を定めまして、令和2年度から可能なものを資源化しているところでございます。このような中、焼却灰の処分につきましては、茨城県下妻市にある最終処分場が昨年11月に埋立てが完了しましたことから、この方針に基づき資源化を行おうとするものでございます。なお、焼却灰の資源化に伴う経費といたしましては、本予算案にて577万3,000円を計上しておりまして、前年度比約270万円の増となっております。

次に、さわやかプラザ軽井沢における指定管理料を含む収支計画につきまして、コロナ禍の下、令和4年度に向けた教訓や改善点でございますが、令和4年度の指定管理料につきましては、令和2年度から令和6年度まで5年間の基本協定を締結しておりまして、これに基づき計上しております。しかしながら、次期指定管理者選定におきましては、有事における対応などの提案がなされた場合には、積極的に評価してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

では、第2問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 初めに、ごみ処理事業について質問します。柏市域のごみ増量について、商業施設等の事業系のごみ増量が背景にあると伺っているのですが、ごみの減量化とごみ処理基本計画の目標値達成に向けて、どんな対策を講じようとしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、アクアセンターあじさいの焼却処分についてです。焼却灰をスラグ化し、路盤材などに再利用することは、環境汚染を招くことが指摘されています。どのように考えますでしょうか。

次に、さわやかプラザの令和4年度の収支計画についてです。令和4年度の収支計画には利用料金

の収入を9,600万円、自主事業収入を7,268万5,000円と計上しています。令和2年度の決算報告では、コロナ禍でしたから利用料金収入は約2,500万円、自主事業は約760万円と収入は大幅に減少したわけなのですが、これまでの決算における利用料金と自主事業の実績を私過去の収支報告を見てみたのですが、計画書に示す収入を得るのは、私およそ困難だというふうに思うのです。ですけれども、こういう収支計画を出しているところには何か抜本的な対策があるのか伺いたいと思います。

もう一点なのですが、令和2年度はコロナの影響を理由に1年以上飲食やヘアカットは営業されませんでした。コロナ対策としての営業停止はやむを得ないとしても、1年以上全く営業しないということは収益が上がらないことを理由にした自己都合とも思えるのです。飲食を再開してほしいという利用者のアンケートへの声もありましたが、この点どう考えますでしょうか。

以上、再質問です。

○議長（塚本竜太郎議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 私からは、ごみ処理事業についてのご質問にお答えいたします。

柏市域のごみの減量化とごみ処理基本計画の目標値達成に向けた対策でございますけれども、事業系のごみ減量化対策につきましては、排出事業者及び収集運搬許可業者への適正な排出方法について指導、啓発の強化、各種リサイクル法に関する情報提供等をごみ処理基本計画に位置づけているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） あじさい所長。

○あじさい所長（有泉 亨君） 焼却灰をスラグ化し、路盤材などに再利用することは、環境汚染を招くことが指摘されているが、どう考えるかのご質問についてお答えいたします。

熔融スラグは、廃棄物の焼却灰を原料として生産されるため、環境への悪影響が心配される場所ではございますが、1,200度以上の高温で熔融するため、ダイオキシンなどが分解、無害化されます。また、水銀等の沸点の低い金属は蒸発揮散し、わずかに残った鉛等の重金属は封じ込められ、容易に溶け出すことはないとされています。このことから、再利用については問題がないものと考えております。

○議長（塚本竜太郎議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢の収支計画についてお答えいたします。お尋ねは2点ございました。

初めに、1点目、収支計画につきましては、基本協定を締結した時点のとおりでございますが、コロナ禍における制限付運営を余儀なくされている状況でございます。

次に、2点目の飲食やヘアカットの長期営業停止につきましては、議員ご指摘のとおり利用者の皆様にはご不便をおかけしている状況でございます。しかしながら、この対応は利用者の当面の利便

性よりクラスター発生、またこれによる休業などのリスクを踏まえたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（塚本竜太郎議員） ありがとうございます。

第3問、日下議員。

○9番（日下みや子議員） 討論で。

○議長（塚本竜太郎議員） では、以上で日下議員の質疑を終結いたします

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について、討論を認めます。

日下議員。

○9番（日下みや子議員） それでは、議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

初めに、要望を2点述べます。1点目は、ごみ処理事業について、ごみ減量化への取組を強化してほしいという点です。気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっている下で、廃棄物部門にもCO₂削減が求められています。また、昨年6月4日に国会で成立したプラスチック資源循環法が、本年4月1日から施行され、事業者や市町村にその対応が求められています。メーカーにはプラスチック製品製造への抑制が求められ、自治体には今まで燃やしていた製品プラスチックを燃やさずに、資源化することが求められます。また、当然自ら掲げたごみ処理基本計画の目標値の達成も求められておりますので、具体的な対策の強化をお願いしたいと思います。

2点目、さわやかプラザ軽井沢の事業運営と会計について検証してほしいということです。民間に委ねればサービスがよくなり、経費が削減できるとの名目で導入された指定管理者制度でした。果たしてどうか。まず、会計についてです。令和4年度予算における指定管理料は1億2,200万円です。前年の令和2年度決算では1億2,187万円でした。加えて、コロナによる補填賠償金として、1,054万2,900円が支払われています。合計すると1億3,241万2,900円になります。過去の指定管理料を見ますと、平成23年度は決算で9,755万6,894円でした。指定管理料は3,000万円強増額されている上に、この間水道料金は水道水から地下水にしたことで3,000万円近いお金が指定管理者は浮いたわけです。千葉県の最低賃金の上昇が反映されているとしても、その乖離には疑問を持たざるを得ません。また、市民サービスの面からも飲食やヘアースタイルについて長期にわたって営業を停止していたことは、収益の上がらないところでは営業しないという自己都合という側面がないのか、自治体の本旨、住民サービスという面から考えたときに問題はないのかなどについて検証していただきたいと思います。

さて、議案第3号に反対する理由は、今回は2点のみです。

1点目は、議案第1号、当組合の給与の特例によって長期にわたって職員の給与が引き下げられるという点です。民間と公務員、そして公務員では国家公務員と地方公務員の賃金の引き下げ競争が行われています。このような悪循環にストップをかけて、賃金を引き上げていくことこそが景気の好循環

環を図り、ひいては日本の経済そのものを立て直すことになるのではないのでしょうか。

2点目は、毎回主張していることですが、特別職人件費と議員報酬についてです。市長、市議会議員にはそれぞれの市から、それぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されております。それに加えて、さらに当組合からの給与、報酬を支給する理由はありません。市民の理解は得られないと思いますので、これは廃止すべきと主張したいと思います。

以上の理由から議案第3号に反対いたします。

○議長（塚本竜太郎議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塚本竜太郎議員） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 令和4年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚本竜太郎議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時01分 閉 会